

【参考 改正後全文】

障 第 4 5 2 - 3 号
平成 1 1 年 7 月 1 9 日
最終改正 障発第 1 2 1 8 0 0 3 号
平成 1 9 年 1 2 月 1 8 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

厚生省大臣官房障害保健福祉部長

盲重度児及びろうあ重度児の処遇等について

近年、盲児施設及びろうあ児施設においては、入所児童が年々減少している一方で、知的障害を併せ有する児童は増加している実態を踏まえ、平成 1 1 年 7 月 1 9 日障第 4 5 2 号により、「知的障害児施設・盲児施設・ろうあ児施設・知的障害者更生施設の併設型施設の取扱いについて」を通知したところである。

これに伴い、盲児施設及びろうあ児施設の入所児童のうち、知的障害を併せ有する児童に対する処遇について、次のとおり定めたので、これが実施に当たっては、万全を期されたい。

なお、昭和 4 4 年 5 月 2 1 日児発第 3 3 2 号厚生省児童家庭局長通知「盲重度児及びろうあ重度児の保護指導の強化について」は、廃止する。

1 対象児童

対象児童は、盲児（強度の弱視を含む。）又はろうあ児（強度の難聴を含む。）であつて、知的障害を有するために、盲児施設又はろうあ児施設において特別の処遇を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの（以下「盲重度児」又は「ろうあ重度児」という。）であること。

2 処遇方法

- (1) 盲重度児及びろうあ重度児の処遇に当たっては、当該児童の身体的精神的特殊性にかんがみ、その障害の程度及び能力に応じた生活指導、学習指導並びに職業指導を行うよう十分配慮するものとする。

(2) 適切な処遇を確保するため、必要な児童指導員又は保育士の配置を行うほか、入所児童の危険防止、健康管理、衛生管理等につき必要な措置をとるものとする。

3 判定と入所措置

(1) 盲重度児又はろうあ重度児の判定は、医学的、心理学的、社会学的及び教育学的見地から十分検討を加えて行うものとする。

(2) 入所措置については、児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づく盲ろうあ児施設入所の措置として行うこととなるが、この場合、当該児童が盲重度児又はろうあ重度児であることを認定して行うものとする。

なお、現に入所中の児童については、当該児童の入所措置にかかる判定を行った児童相談所長が当該施設の長の意見に基づき、盲重度児又はろうあ重度児としての認定を行うものとする。

4 経費

認定した入所児童については、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について」（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）に基づく盲ろうあ児重度加算費の支弁対象児童となるため、その取扱いについて留意されたい。